

# 埼玉県県営住宅子供の居場所づくり事業募集要項

## 1 趣旨

埼玉県は、県営住宅の集会所を活用して、子供の居場所づくり事業（以下「当事業」という。）を実施します。当事業の実施にあたっては、子供への学習支援や食事提供などに関する知識や技術を有する人材を必要とすることから、そうした人材を有する（あるいはそうした人材を集める能力のある）民間の団体に当事業の運営を依頼するものです。

ついては、運営候補団体を選定するにあたり、次のとおり企画提案による公募を実施します。

## 2 当事業の概要

### (1) 事業名

埼玉県県営住宅子供の居場所づくり事業

### (2) 事業概要

別紙1「埼玉県県営住宅子供の居場所づくり事業概要」のとおり

### (3) 事業を実施する県営住宅

ア 越谷間久里住宅（埼玉県越谷市上間久里63-1）

イ 新座野火止南住宅（埼玉県新座市野火止3-16-51）

## 3 公募する運営団体数

### (1) 越谷間久里住宅

1団体

### (2) 新座野火止南住宅

1団体

## 4 公募参加資格

### (1) 団体要件

次のア及びイの両方の要件を満たす団体とします。

ア 次の要件を満たす団体であること

特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団（財団）法人、社会福祉法人、生活協同組合などの法人格をもつ営利を目的としない団体

イ 次のいずれの要件にも該当しない団体であること

（ア）特定の政治活動、宗教活動、又は選挙運動を目的として活動を行っている団体

(イ) 次のいずれかの要件に該当する団体

- a 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる団体
- b 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる団体
- c 役員等が自己、自団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる団体
- d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる団体
- e 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる団体

(ウ) その他、公共の福祉に反する活動を行っている団体

## (2) 共同参加

上記(1)アの要件を満たした団体同士が共同で参加することができます。その場合、代表となる団体が書類を提出するものとします。

## 5 応募手続き

### (1) 参加表明書及び団体概要書の提出(必須)

当事業の企画提案による公募(以下「当公募」という。)に参加する場合は、次のとおり書類を提出してください。

提出期限までに以下のアの書類が提出されない場合は、5(2)以降の手続きに進めないものとします。

(ただし、提出期限までに、参加表明書及び団体概要書の提出が全くない県営住宅がある場合は、その県営住宅の参加表明書及び団体概要書の提出期限は、平成30年8月23日(木)まで延長するものとします。)

- ア 提出書類      【様式1】参加表明書  
                    【様式2】団体概要書
- イ 提出部数      1部ずつ
- ウ 提出期限      平成30年8月7日(火) **(必着)**
- エ 提出方法      郵送又は持参(宛先は5(5)のとおり)

## (2) 現地見学会の開催（任意）

当事業の運営場所（県営住宅の集会所内）を現地確認したい場合は、次のとおり開催するので、希望する日に参加してください。

### ア 開催日、場所、時間

開催日	越谷間久里住宅	新座野火止南住宅
平成30年8月 8日（水）	（開催なし）	13:00～14:00
平成30年8月 9日（木）	10:00～11:00	13:00～14:00
平成30年8月10日（金）	10:00～11:00	（開催なし）

※集合場所は、両住宅とも集会所前です。開始5分前までにお越しください。

### イ 参加希望の有無

【様式1】参加表明書の項目3に希望の有無を記入してください。

## (3) 質問書の提出（任意）

募集要項等の内容で不明な点がある場合は、次のとおり書類を提出してください。

- ア 提出書類 【様式3】質問書
- イ 提出部数 1部
- ウ 受付期間 平成30年8月16日（木）から20日（月）まで（**必着**）
- エ 提出方法 郵送、持参又は電子メール（宛先は5（5）のとおり）

## (4) 企画提案書の提出（**必須**）

当公募に参加する場合は、次のとおり書類を提出してください。企画提案書の作成にあたっては、別紙2「埼玉県県営住宅子供の居場所づくり事業企画提案書作成要領」を参照してください。

- ア 提出書類 【様式4-1】企画提案書（表紙）  
【様式4-2】企画提案書（具体的事項）
- イ 提出部数 1部ずつ
- ウ 受付期間 平成30年8月24日（金）から30日（木）まで（**必着**）
- エ 提出方法 郵送又は持参（宛先は5（5）のとおり）

## (5) 連絡（提出）先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
埼玉県都市整備部住宅課県営住宅管理担当  
電話 048-830-5564  
FAX 048-830-4888  
e-mail a5550-03@pref.saitama.lg.jp  
担当者 湯浅、千島

## 6 選定手続き

### (1) 審査

提出された企画提案書を、以下の表にある項目と視点で、書面審査により総合的に評価します。

評価項目	評価の主な視点
1 実施体制について	・運営スタッフの体制 ・運営ボランティアの確保手法
2 実施内容について	・学習支援の内容 ・食事提供の内容 ・遊び場提供の内容
3 実績と財源について	・過去の運営実績 ・運営財源の確保
4 安心・安全への配慮について	・子供の送迎体制 ・食中毒や怪我等の事故防止対策 ・参加者のアレルギー対策

### (2) 選定

県営住宅ごとに、最優秀企画提案者及び次点企画提案者を選定します。原則として、最優秀企画提案者を当該事業の運営候補団体として選定します。

### (3) 選定結果の通知

平成30年9月中旬までに、通知文書を送付します。

## 7 参加資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、当公募の手続きへの参加資格を失うことがあります。

- (1) 上記4の公募参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 参加表明書、団体概要書、質問書及び企画提案書（以下「提出書類」という。）の提出日、提出場所、提出方法等が本要項に適合しないとき。

- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (4) 提出書類に記載すべき事項以外の事項が記載されているとき。
- (5) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

## 8 その他

- (1) 当公募の参加者を広く募るため、埼玉県ホームページへの掲載等により周知を図ります。
- (2) 提出書類は参加者へ返却しません。
- (3) 提出書類に不明な点がある場合は、上記5（5）の担当者から問い合わせ確認することがあります。
- (4) 企画提案の内容を明確にするため、必要に応じて、企画提案書を提出した者に対して、提出書類以外に補足書類の提出を求めることがあります。
- (5) 当公募に係る書類の作成及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とします。
- (6) 提出書類は、当公募の業務以外の目的には使用しません。なお、提出書類は、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (7) 参加表明書を提出した者が当公募の参加を辞退する場合は、【様式5】辞退届をすみやかに提出してください。
- (8) 運営候補団体を決定した後、当公募に参加した団体を公開する場合があります。ただし、提案内容及び審査内容については公開しません。
- (9) 1つの団体が両方の県営住宅に応募することは構いません。  
この場合、【様式1】参加表明書、【様式4-1】企画提案書（表紙）及び【様式5】辞退届は1枚作成し、1（3）の対象住宅は両方に○印をつけてください。  
【様式4-2】企画提案書（具体的事項）は、県営住宅ごとに作成してください。
- (10) 複数の団体が共同で当公募に参加する場合は、団体間の意思決定に責任を持つ者（代表団体）を決定し、団体間の役割分担を明確にしてください。  
この場合、【様式1】参加表明書、【様式3】質問書、【様式4-1】企画提案書（表紙）、【様式4-2】企画提案書（具体的事項）及び【様式5】辞退届は代表団体が作成し、【様式2】団体概要書については、各団体が作成してください。
- (11) 当公募に参加するにあたり過去の実績は問いませんが、実績がある場合は、審査するうえで加点する場合があります。
- (12) 当事業の運営候補団体を選定した後、埼玉県と運営候補団体は、事業を実施する県営住宅の自治会等との協議を経たうえで、基本協定を締結するものとします。（基本協定の締結をもって、運営団体の決定とします。なお、基本協定書の案は、別紙3「県営住宅集会所における子供の居場所づくりに係る基本協定書（案）」のとおりです。）

- (13) 基本協定締結後、埼玉県と運営団体は、事業を実施する県営住宅の自治会等と運営事項について協議するものとします。
- (14) 当事業の運営団体は、基本協定締結後、運営団体が加入した保険証書の写しを埼玉県へ提出するものとします。